

豊岡市空き店舗等開業支援補助金

豊岡市内の空き店舗・空き家・空き民宿等を活用して、新しく店舗を開店される方へ助成を行う制度を実施中！

新規開業を考えておられる皆さん！あなたの夢を叶えるチャンスです！

◆補助メニュー

市内の空き店舗・空き家・空き民宿等を活用して店舗を開業される方に対して予算の範囲内で対象経費の一部を支援します。

開業資金補助…出店に必要な店舗改修費と販売促進費の費用を助成します。

助成額：**最高100万円**(対象経費の2分の1以内)

※補助金交付には条件があり、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

※予算に限りがあるため、交付決定額が予算に達し次第、募集を打ち切ります。

◆支援の流れ

- ① 豊岡商工会議所または豊岡市商工会へ相談(事業計画の相談等を行います)
- ↓
- ② 事業申請書・事業計画書等必要書類の提出
- ↓
- ③ 審査委員会で面接(プレゼン)及び事業計画審査
- ↓
- ④ 開業資金補助金交付決定書交付
- ↓
- ⑤ 店舗改装等事業実施(※1)
- ↓
- ⑥ 店舗開店
- ↓
- ⑦ 開業資金補助実績報告・補助金交付(※2)



※1 事業実施は交付決定後、平成30年2月28日(水)までに完了してください(支払等も完了すること)。交付決定書の交付を受ける前に契約や工事等を行った場合は、補助金をお支払いできません。

※2 補助金交付の関係上、実績報告は平成30年3月12日(月)までに完了してください。

◆補助対象者

市内の空き店舗・空き家・空き民宿等を活用して店舗を開業し、平成29年4月1日～平成30年2月28日に開業届を提出し、補助事業を完了する中小企業者(みなし大企業をのぞく)。

または、市内の空き店舗・空き家・空き民宿等を活用して新たな店舗(2店舗目も対象、移転は対象外)を開店させる中小企業者(みなし大企業をのぞく)。

◆補助対象業種

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に掲げる小売業、飲食サービス業(バー、キャバレー、ナイトクラブ、配達飲食サービス業を除く。)、宿泊業(下宿業、その他の宿泊業を除く。)及び生活関連サービス業で地域のにぎわいづくりに適したもの。単なる事務所(ネット販売専門店舗含)は補助対象外です。また、公序良俗に反する事業内容が含まれると判断される場合も補助対象外とします。

◆補助対象経費

※本補助以外の補助金を受けようとする場合、その補助金額は補助対象外とします。

I 店舗改修費

【対象となる経費例】店舗改装・バリアフリー化、トイレの改装工事、水道・排気・電気工事、固定される備品等

*上記に係る費用のうち、市内事業者に発注するものに限る

II 販売促進費

【対象となる経費例】販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、ホームページ作成費、展示会出展費用等

*上記に係る費用のうち、外部に支払うものに限る

◆応募件数

同一者での応募は、1件とします。

◆申請に必要な書類（個人で開業する場合）

＜申請時＞

- ・豊岡市空き店舗等開業支援事業申請書(様式第1号)
 - ・事業計画書及び収支予算書(様式第1号-2)
出店予定地の地図、図面等を含む
 - ・登録住所地における過去3年間の市民税納税証明書(原本)
 - ・店舗賃貸借または売買に係る見積書(写)
 - ・店舗の改装および販売促進に係る見積書(写)
 - ・他団体等に申請した(しようとしている)補助金等申請書類及び交付決定通知(写し)
 - ・誓約書
 - ・直近の決算書(2店舗目開業の場合)
- *別途、必要書類の呈示を求める場合があります

＜補助金請求時＞

- ・実績報告書(様式第4号)
- ・開業がわかる書類(開業届写し等)
- ・店舗賃貸借(売買)契約書(写)
- ・補助対象事業にかかる見積書、契約書、請求書、振込控(写)
- ・工事前後写真
- ・チラシ等の成果物
- ・他団体等に申請した補助金等申請書類及び交付決定通知(写し)(申請時未提出の場合)
- ・請求書(様式第6号)

◆注意事項

- ・審査会には申請者本人が出席し、審査員に対してプレゼンを行っていただきます。
- ・審査委員会による審査の結果、補助対象にならない場合もありますので、ご了承ください。
- ・補助金交付決定までに事業着手された場合は、補助金のお支払いはできません。
- ・審査会による審査の後に交付決定されますので、余裕を持った申請をお願いします。
- ・補助金の支払は、請求時に営業を行っていることが前提となるため、閉店した場合は支払われません。
- ・外装改修については豊岡市景観計画に定める景観形成基準に適合することとします。
- ・申請しようとする事業計画に対し、他から補助金が交付されている場合又は他の補助金を申請している場合は、その補助対象経費を控除して申請ください。
- ・本チラシ掲載以外の補助条件もありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

◆申込み・問合せ

- | | | |
|----------|---------------|------------------|
| ・豊岡商工会議所 | 豊岡市大磯町1-79 | TEL 0796-22-4456 |
| ・豊岡市商工会 | 豊岡市日高町日置 65-1 | TEL 0796-42-4751 |

◆問合せ

- | | | | |
|--------|----------|-----------|------------------|
| ・豊岡市役所 | エコバレー推進課 | 豊岡市中央町2-4 | TEL 0796-23-4480 |
|--------|----------|-----------|------------------|

商工会議所・商工会では、創業・経営などに関する支援を行っています。創業・開業をお考えの方はお気軽にご相談ください。(相談料無料)